

# 個人情報保護に関する規程

## 【趣 旨】

第 1 条 この規程は、片瀬山五丁目自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 【目 的】

第 2 条 この規程は、個人情報の適正な取扱いに関し、本会が遵守すべき義務等を定めることにより本会の区域内に居住する会員（以下「会員」という。）の権利利益を保護することを目的とする。

## 【定 義】

第 3 条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において保有個人情報とは、本会が保有する会員に係わる個人情報をいう。

3 この規程において「本人」とは個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 【利用目的の特定】

第 4 条 本会が、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## 【利用目的による制限】

第 5 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

## 【適正な取得】

第 6 条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

## 【取得に際しての利用目的の通知等】

第 7 条 本会は、会員からの届出を受理することに伴い、本会加入届に記載された本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情

報を取得する場合はあらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

### 【適正な管理】

**第 8 条** 本会は、個人情報の保護を図るため第 14 条に定める者は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとする。
- (2) 漏えい、滅失または棄損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去すること。

### 【第三者提供】

**第 9 条** 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

2 本会の会員及び会員であった者は本会が作成する会員名簿に記載された個人情報を利用する場合は、本会が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

3 本会は保有個人情報の第三者提供を行った際は、提供の年月日及び受領者の氏名等を記録し、3年以上保存しなければならない。

### 【利用目的の公表】

**第 10 条** 本会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、本会が発行する会員報に掲載するなどの手段により、会員の知り得る状態に置かなければならない。

### 【開示等】

**第 11 条** 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。

なお、開示の求めができるものはこの自治会の会員とし、本人が開示を求めることが

できないやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとする。次項以下についても同様とする。

- 2 本会は、本人から当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。なお、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき、または、訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 本会は本人から当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反して取り扱われているという理由または第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止または消去を求められた場合であってその求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

#### 【理由の説明】

**第12条** 本会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部または一部についてその措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

#### 【苦情の処理】

**第13条** 本会は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 【個人情報管理責任者と個人情報管理者】

- 第14条** 本会会長は個人情報管理責任者として、本会が有する個人情報を包括、管理する。
- 2 本会の役員を個人情報管理者とする。
  - 3 個人情報管理者および本会会員の個人情報の取り扱いに関わるものは本規定を遵守する旨の誓約書（別添）を個人情報管理責任者に提出しなければならない。

## 附 則

この規程は、令和5(2023)年4月1日から施行する。